

改正

平成25年7月24日教委告示第2号  
平成25年11月29日教委告示第4号  
平成26年1月28日教委告示第1号  
平成29年7月20日教委告示第7号  
平成30年3月30日教委告示第4号  
令和3年3月31日教委告示第1号  
令和5年10月16日教委告示第8号  
令和6年1月22日教委告示第2-1号  
令和7年5月16日教委告示第11号

竹富町児童生徒の町外等派遣費補助事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、竹富町立小中学校に在籍する児童生徒が、学校教育活動又は本町に主体を置く社会教育団体が運動競技若しくは文化的活動の大会、コンクール、コンテスト（以下「大会等」という。）に派遣される場合に要する経費（船賃、宿泊費、航空賃に限る。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者)

**第2条** 補助の対象となるものは、次に該当する者とする。

- (1) 竹富町内の町立小中学校に在籍する児童生徒のうち、県内（石垣市内、与那国町、宮古島市及び沖縄本島等）で開催される大会等については平成24年7月31日以降の大会等に出場する者、県外で開催される大会等については平成24年9月5日以降の大会等に出場する者を対象とし、その範囲は大会等登録選手に限る。
- (2) 国、県又はその他自治体から派遣費に関する補助を受けていない者
- (3) その他学校教育活動又は社会教育活動の一つとして実施される大会及びコンクール、コンテスト等、並びに上位入賞者、又、町長が特に必要があると認める者
- (4) 地域で開催される大会等での優秀な成績により、代表チームの選手として選抜され、その代表チームの選手として公式練習及び大会等に参加する者。

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとし、別表のとおりとする。

(補助金の申請及び実績報告)

**第4条** 補助金の申請及び実績報告等に関する手続は、竹富町補助金等交付規則（昭和56年6月4日規則第4号。以下「規則」という。）に定めるところにより、個人、各小中学校長、学校教育団体又は社会教育団体の代表者を通して行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定めるもののほか、派遣終了後すみやかに申請書兼請求書、領収書、大会要項等関係書類を添えて提出しなければならない。

(委任)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年7月31日から適用する。

附 則（平成25年7月24日教委告示第2号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月29日教委告示第4号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年1月28日教委告示第1号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月20日教委告示第7号）  
この要綱は、平成29年8月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日教委告示第4号）  
この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日教委告示第1号）  
この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年10月16日教委告示第8号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月22日教委告示第2-1号）  
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月16日教委告示第11号）  
この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

別表（第3条関係）

項目		内容	
交 通 費	・石垣市内	・船賃全額（各離島～石垣） ・航空賃（波照間～石垣）	※船賃は沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の実施に伴う船賃の還付金を除いた金額とする。 <u>※航空賃は一人12,000円を上限として補助請求分を補助、八重山地区代表の場合は一人20,000円を上限とする。</u> <u>ただし、波照間発～石垣間の航空賃については、島民割引後の料金を上限とし対象とする。</u>
	・与那国町 ・宮古島市	・船賃 ・航空賃	
	・沖縄本島 （※周辺離島を含む）		
	・県外	・船賃 ・航空賃	※船賃は沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の実施に伴う船賃の還付金を除いた金額とする。 <u>※航空賃は一人35,000円を上限として補助請求分を補助する。</u>
宿 泊 費		・実費額	
	・与那国町	(3,000円を限度とする)	

	・石垣市内	(3,000円を限度とする)	
	・宮古島市	(4,000円を限度とする)	
	・沖縄本島 (※周辺離島を含む)	(4,000円を限度とする)	
	・県外	—	
制限	国、県、その他団体、又は父母会等の活動収益の充当により、自己負担額が発生しない場合、補助金は交付しない。		